

岩手県告示第321号

平成31年3月22日付け岩手県報第11873号掲載保安林の指定施業要件の変更（平成31年岩手県告示第215号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成31年4月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 釜石市唐丹町字荒川135の1、135の4

(2) 所在が不明である通知の相手方 伊東達郎、三嶋浩

2 通知の内容を掲示した場所 釜石市役所